

教育振興基本計画の改定について（報告）

1 改定の基本的な方針

- 「広島市教育振興基本計画」は、教育基本法の規定に基づき「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として定められたものであり、終期が令和 2 年度（計画期間：平成 22 年度～令和 2 年度）となっていることから改定の取扱いについて検討を行う。
- 地方公共団体が定める教育振興基本計画は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた基本的な計画とすることが求められている。国の計画には、「今後の教育政策の方向性」とそれを実現するために必要となる「施策群」が示されているが、これに対して、本市の教育振興基本計画には、第 5 次広島市基本計画の教育分野の「基本方針」と「施策の展開」をそのまま転記し、これに関する予算化や実施が見込まれる短期的な事業を列記したものとなっている。
- また、広島市では、『従来の企画立案方法を見直し、例えば中長期の「計画書」作成作業をすれば足りるということではなく、関連部局が共通課題を見据えながら、中長期的で、かつ、実践的な「方針」を確定させ、それを踏まえ、毎年度必要となる事業を個別に立案するという方法に改めることによって、関連部局が一丸となって効果的・効率的な事業展開が図られるようにすることも考えられる。』として、部門「計画書」を策定する方法の見直しを進めている。
- こうしたことを踏まえ、本市の教育振興基本計画の改定に当たっては、国の計画の「今後の教育政策の方向性」と「施策群」に相応する内容が、第 6 次広島市基本計画に記載されることから、これまでのように、別途、教育振興基本計画を策定せずとも、第 6 次広島市基本計画の教育分野で事足りるものと考えられる。
- また、本市の教育政策に係る個別の事業展開に当たっては、教育委員会事務点検・評価に記載されている「課題への対応方針」や予算編成において「広島市教育大綱」に基づき整理される施策体系により実施していくことで、着実な推進を図ることができる。
- さらに、重要な取組や組織横断的な取組については、必要に応じて個別の計画（いじめ防止等のための基本方針、学校における働き方改革推進プランなど）を策定し対応していくことが可能である。
- 以上のことから、教育の振興のための施策全体に係る計画は改めて策定せず、また、教育基本法に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」については、「第 6 次広島市基本計画における教育分野」をもって当該計画に代えるものとする。

（参考）教育基本法（抜粋）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 今後のスケジュール

令和元年 12 月 20 日 教育委員会議で報告

（令和 2 年 6 月 「第 6 次広島市基本計画」市議会へ議案提出予定）

令和 2 年 7 月 教育委員会議へ議案提出（広島市教育振興基本計画の改定）